

○津和野町個別商業包括的支援事業補助金交付要綱

平成 24 年 10 月 1 日

告示第 86 号

(趣旨)

第 1 条 町内の中小企業者等に対し、地域経済の活性化及び雇用の創出と拡大を目的とした新商品の開発、新技術の開発及び産業財産権の取得並びに販路開拓等に要する経費、商品開発に係るデザイン等の費用、人材育成等に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、津和野町個別商業包括的支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては津和野町補助金等交付規則(平成 17 年津和野町規則第 33 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(定義)

第 2 条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に掲げる者をいう。
- (2) 新製品 当該製品が発売されて、おおむね 2 年を経過していない製品又は既存製品に改良を加えた新規性のある製品をいう。
- (3) 人材育成 技術向上や経営管理等人材育成を目的とし、中小企業等の成長発展を支援することをいう。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助の対象となる事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新規事業開拓支援事業
- (2) 産業財産権取得支援事業
- (3) 販路開拓支援事業
- (4) デザイン開発支援事業
- (5) 中小企業人材育成事業
- (6) おもてなし改築支援事業
- (7) 創業支援事業
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策新商品試作開発支援事業

2 前各号に規定する補助事業の内容及び対象経費は、別表に定めるところとし、補助金の総額は、予算の範囲内とする。

3 補助対象者が当該事業に対し、他の補助金等の交付を受けている場合は、補助の対象としない。

4 新型コロナウイルス感染症対策新商品試作開発支援事業については、事業期間を令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 町内の商店会・事業者団体に参加している者によるグループ・団体等
- (3) 町内に住所を有する個人農家、個人農家を含むグループ
- (4) 町内に所在する農業団体、特定非営利活動法人
- (5) 町内に住所を有する個人であって、飲食物の商品開発に意欲のある者
- (6) その他町長が特に認める者

2 前項第3号、第4号、第5号及び第6号は、新型コロナウイルス感染症対策新商品試作開発支援事業のみ対象とする。

3 補助対象者は、納期の到来した町税等を完納し、若しくは税務担当課に提出した納付に関する誓約書を適正に履行している者でなければならない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、津和野町個別商業包括的支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業を始める14日前までに、津和野町商工会(以下「商工会」という。)を通じて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、同一の補助対象者の同一の事業について、一年度につき1回を限りとする。ただし、継続的に実施することにより第1条の目的がより効果的に達成されると認められる場合は、2回を限りとすることができる。

3 同一の補助対象者に対する補助金の上限については、一年度につき30万円までとする。ただし、新型コロナウイルス感染症対策新商品試作開発支援事業については、前記の補助金の上限額とは別に、一年度につき20万円を上限とする。

4 新型コロナウイルス感染症対策新商品試作開発支援事業については、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条の規定に基づく緊急事態宣言の発令日(令和2年4月7日)以降で、改正要綱の施行日以前に着手された事業に要する経費であっても、町長が特に必要と認める場合は、当該補助金の対象経費とする取り扱いとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、第15条の個別商業包括的支援事業審査委員会の意見を聴くとともに、内容を審査し、補助の可否を決定し、津和野町個別商業包括的支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、津和野町個別商業包括的支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)に変更内容が明らかになる書類を添えて、商工会を通じて町長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(交付請求)

第8条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において精算交付する。ただし、町長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、津和野町個別商業包括的支援事業補助金交付精算(概算)請求書(様式第6号)に町長が必要と認める書類を添えて、商工会を通じて町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、津和野町個別商業包括的支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に必要な応じ次に掲げる書類を添えて、速やかに商工会を通じて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第10条 町長は、前条の規定により報告を受けた場合には、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、津和野町個別商業包括的支援事業補助金確定通知書(様式第10号)により、補助事業者等に通知する。

2 町長は、補助事業者等に交付すべき交付金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(帳簿等の保管)

第11条 補助事業者等は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(成果等の発表)

第 13 条 補助事業者は、町長が当該補助事業の成果等を公表しようとするときは、これに協力しなければならない。

(個別商業包括的支援事業審査委員会の設置)

第 14 条 補助事業の内容について審査するため、個別商業包括的支援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会の委員は、津和野町産業振興審議会の委員とする。

3 委員の任期は、津和野町産業振興審議会の委員の任期に準じる。

4 委員は、審査委員会において知り得た事項を漏らしてはならない。

(事務局)

第 15 条 審査委員会の事務局は、商工観光課内に置く。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 10 日告示第 50 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 25 年 3 月 20 日から適用する。

附 則(平成 25 年 9 月 10 日告示第 69 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 25 年 7 月 28 日から適用する。

附 則(平成 25 年 12 月 24 日告示第 101 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日告示第 23 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 18 日告示第 37 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 22 日告示第 18 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 25 日告示第 50 号)

この要綱は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の名称	事業の内容	対象経費
新規事業開拓支援事業	<p>地域経済の活性化と雇用の創出と拡大のために、中小企業者の新製品又は新技術の研究及び開発等、または、新規性、成長性のあるアイデアを具体化し、意欲的で先進的な取り組みに対し必要な経費の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業展開に係る設備費 ・新商品開発のための設備費 	<p>機械装置、工具器具等の購入費、リース料等ただし、リース料は初年度1回のみを対象とし、2万円に満たない助成額は対象外とする（以下同じ）。（1/2以内 限度額30万円）</p>
産業財産権取得支援事業	<p>中小企業者の生産性、品質の向上を図り地場企業の基盤強化を目指す。また、製品及び技術を保護し、産業の競争力を強化することを目的とし、取り組みに対して必要な経費の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許権、実用新案、商標登録、意匠権の取得にかかる費用 	<p>出願費、弁理士費、書類作成費等 （1/2以内、限度額10万円）</p>
販路開拓支援事業	<p>中小企業者が、技術面や流通面など自らの強みを踏まえつつ、ターゲットを明確に定めた上で、自主的に行う販路開拓の取り組みに対して必要な経費の一部を助成する。</p> <p>これにより企業の販路開拓の拡大を図るとともに、地域産業の振興に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓のための展示会・商談会の出展費 	<p>出展料、展示装飾、運送料、旅費、試食費等（飲食費、接待費等は対象外とする。旅費基準については、別途定める。） （1/2以内、限度額10万円）</p>

<p>デザイン開発支援事業</p>	<p>中小企業者の意欲的な商品開発プロジェクトを対象に、デザイン開発を支援することで、消費者の視点に立った付加価値の高い商品開発、品質・デザイン性・機能性に優れた商品の開発、また、一連の商品開発プロセスを通じた企業の商品開発力の向上を促進するため、商品開発に係るデザイン等の取り組みに対して必要な経費の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品のパッケージ、ネーミングの改良・開発のためのデザイン費 ・リーフレットのデザイン費 ・ホームページ作成費 	<p>デザイン委託費 コンサルタント費等 新規の製作及び大幅刷新に係る経費を対象とし、定期的かつ簡易な更新は除く。 (1/2以内、限度額10万円)</p>
<p>中小企業人材育成事業</p>	<p>中小企業等の経営者や従業員が技術向上や経営管理等人材育成を目的として研修等の取り組みに対して必要な経費の一部を助成する。これにより、中小企業等の技術の向上及び事業経営の合理化を図り、中小企業等の成長発展を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の充実・拡大のための必要な技術、知識等を取得するために開催する研修費、参加する研修活動に要する経費 	<p>講師料、研修参加費、旅費等 (1/2以内、限度額10万円)</p>
<p>おもてなし改築支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗を津和野町の地域特性を考慮した外観に改修し、入込客の増加とイメージアップに貢献することを目的とした取り組みに対して必要な経費の一部を助成する。 ・店舗の内容充実等の改築や電子化の推進及び外観や看板等の変更で津和野町のイメージアップにつながる事業 ・スロープや手摺設置等障がい者等の福祉支援に資する事業 	<p>店舗改装、看板設置等にかかる費用。ただし、店舗改装にあっては、来客の用に供する部分のみを対象とする。 (1/2以内、限度額 店舗改装及び福祉支援にあっては30万円、看板及び機器設置にあっては10万円)</p>

<p>創業支援事業</p>	<p>町内で、年度内に起業の予定をしている者、又は、起業の日から6カ月を経過していない事業所に対し、開設に必要な経費の一部を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業競争力強化法第114条第2項に規定する認定創業支援計画に記載された同法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けた者であることを条件とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃、設備、備品購入費、その他事業所等開設に係る経費（1/2以内、限度額30万円）ただし、家賃は月額5万円かつ12月分を上限とする。
<p>新型コロナウイルス感染症対策 新商品試作開発支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症感染拡大による地域経済停滞を解消するため、ネット販売を始めとする多様な販売形態・販路拡大を目指し、3日を超える保存期間を実現する飲食物の新商品開発を促すため、新たに開発する飲食物の試作に必要な経費のほか、当該商品の試験販売の実施に必要な経費を助成する。 ・補助期間：令和3年3月31日まで 	<p>飲食物の新商品試作に係る経費等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 試作に係る諸経費（光熱水費、燃料代、人件費）として一律5万円 ② 原材料費、消耗品費（3万円未満のもの／パッケージ検討に係る包材等の取り寄せについては、サンプルとして取り寄せる最小ロットまでを対象とする）、町内加工所の使用にかかる経費、レトルト製造機・CAS機能付き急速凍結装置の使用料、食品検査料、パッケージ等のデザイン費等の試作に必要な経費 ③ 試作品の試験販売に関する経費（1事業者につき200千円、年度内1回限りとする）

備考 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。